

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第二十八号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成七年広島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第十条（略）	第十条（略）	第十条（略）	第十条（略）
十五 配偶者、父母、配偶者の父母、子（配偶者の子及び委託児童（児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により里親である職員に委託された児童で子に該当しない者）を含む。以下この項において同じ。）若しくは孫（子の子（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話を行うことをいう。以下この項において同じ。）を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため（義務教育終了前の子を養育する場合には、当該義務教育終了前の子の看護のため）、又は義務教育終了前の子を養育する職員が当該義務教育終了前の子について次に掲げる事項を行うため、勤務し	（略）	十五 配偶者、父母、配偶者の父母、子（配偶者の子及び委託児童（児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により里親である職員に委託された児童で子に該当しない者）を含む。以下この項において同じ。）若しくは孫（子の子（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話を行うことをいう。以下この項において同じ。）を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため（義務教育終了前の子を養育する場合には、当該義務教育終了前の子の看護のため）、又は義務教育終了前の子を養育する職員が当該義務教育終了前の子について次に掲げる事項を行うため、勤務し	（略）

2-9 (略)	十六-二十六 (略)	<p>ないことが相当であること認められる場合</p> <p>イ 疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。</p> <p>ロ 感染症の予防のために又は気象警報等により、在籍する学校等が臨時に休業となつた場合の世話</p> <p>ハ 在籍し、又は 在籍することとなる学校等が実施する行事への出席</p>	(略)
2-9 (略)	十六-二十六 (略)	<p>ないことが相当であること認められる場合</p> <p>イ 疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。</p> <p>ロ 感染症の予防のために在籍する学校等が臨時に休業となつた場合の世話</p> <p>ハ 在籍し、又は 在籍することとなる学校等が実施する行事への出席</p>	(略)

附 則

この規則は、令和二年一月一日から施行する。